桐生市保育園等の災害時における臨時休園等のガイドライン

1 目的

台風、集中豪雨等の災害により、甚大な被害が生じる恐れがある場合に、児童、保護者、保 育従事者等の安全を守るため、桐生市内の保育園・認定こども園(以下「保育園等」という。) における臨時休園等の判断基準及び対応についてガイドラインを定める。

2 臨時休園等の判断基準

市は、台風接近や集中豪雨等による風水害発生のおそれがある場合に、本ガイドラインに基づき市内認可保育園等における臨時休園又は保護者に対する登園自粛要請等の実施を判断し、保育園等へ連絡する。ただし、災害の状況によっては、市からの連絡がない場合においても、ふれあいメール等において避難情報等を確認した場合、保育園等において臨時休園等の実施を判断し、その内容を市に連絡する。

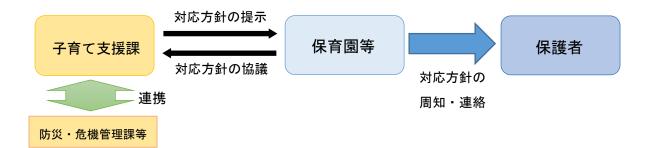
なお、災害発生の危険性が事前に予測できる場合は、前日までに臨時休園等の実施を決定し連絡を行うなど、できるだけ早めの対応を行う。

○臨時休園の判断基準

	- FREE 17 12 - 13 12 13 13 13 13 13 13					
市が発令する 避難情報等	保育園等の対応 ~開園前~	保育園等の対応 ~開園中~				
大雨・洪水注意報等 (気象庁発表)	・情報収集、連絡方法等の確認・登園自粛要請の検討(天候悪化が想定される場合)	・避難場所及び経路確認 ・連絡方法の確認				
高齢者等避難	・臨時休園とする。 ・保護者へメール等で連絡する。	・原則、事前に保護者に周知している 避難場所へ児童を速やかに避難させ る。ただし、他の避難場所や園内が				
避難指示		安全と判断した場合は、その場所に て保護者の迎えを待つ。 ・児童の安全を確保しつつ、保護者へ 速やかなお迎えを依頼する。				
緊急安全確保		ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡しが危険な場合は、安全な状況 になってからの対応とする。				

- ※上記基準によらず、総合的な判断により、保育園等の臨時休園・登園自粛を要請することがあります。また、施設の個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に市と対応を協議するものとする。
- ※避難情報等については、市内一律ではなく浸水・土砂災害等が想定される地域に発令されるので、

その地域毎の対応とする。



3 臨時休園等に伴う対応について

(1) 保護者への対応方針の周知

臨時休園及び再開の基準・対応については、入所時等に重要事項として保護者に周知し、 理解を得る。

(2) 臨時休園を行う際の周知、掲示

臨時休園・登園自粛要請を行う場合は、施設のホームページやメール等により、速やかに 保護者に周知を図る。また、臨時休園をする際には、施設入口に臨時休園する旨と緊急連 絡先を記した貼り紙等を掲示する。

4 保育園等の再開について

保育園等の再開の基準については、対応避難情報の解除後、または災害発生後は次の事項等を 確認しながら安全に配慮し、速やかに保育を再開する。

- (1) 施設の安全確保
- (2) 施設周辺の安全確保
- (3) ライフラインの状況(電気、水道、ガス、通信、交通等)
- (4) 給食の提供(一時的に弁当持参等も検討)
- (5) 職員体制の確保

5 臨時休園時の特別保育

医療体制や社会基盤の維持、災害対策・復旧に関する業務に従事する保護者の児童に対して、 児童、保護者、保育従事者の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判 断される場合は個別に対応する。

6 留意点

本ガイドラインは災害時の基本的な対応の方向性を示すものであり、各施設がより詳細な非常 災害対策計画、マニュアル、運用指針、避難確保計画等を適切に整備し職員間で共有することを 基本とし、平常時から災害時の対応について保護者と共有すること。

【参考】

○警戒レベルととるべき行動

警戒レベル	とるべき行動	市が発令する 避難情報等※
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動を取りましょう	緊急安全確保※
警戒レベル4	速やかに危険な場所から全員避難しましょう。	避難指示
警戒レベル3	避難に時間を要する人(高齢者、障害のある方、乳幼児等)と、その支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報等 (気象庁発表)

[※]緊急安全確保は、市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではありません。